

第34回  
会津坂下町農業委員会総会  
議事録

令和8年4月20日（月） 午後3時00分

会津坂下町役場本庁舎3階 大会議室

# 会津坂下町農業委員会

## 第34回 会津坂下町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年4月20日(月)午後3時00分～3時35分
- 2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員(10人)・出席推進委員(7人)

1番 鈴木 寿夫	2番 鈴木 清介
3番 渡部 敦	4番 永山 廣隆
5番 渡辺 清栄	6番 木村 行男
7番 渡部 淳	8番 五十嵐 朱美
9番 五十嵐 智子	10番 二瓶 義典
坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之
金上地区 齋藤 嘉美	広瀬地区 橋本 善和
川西地区 齋藤 文範	八幡地区 桑原 博之
高寺地区 藤川 将仁	
- 4 欠席委員・推進委員(0人)
- 5 遅刻委員(0人)
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第4 議案第114号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第115号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画(案)について
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長 渡部 聡	事務局次長 佐藤 良二郎
農地管理係長 長峯 麻美	係員 大場 智鶴

## 8 会議の概要

議長	<p>本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、10名です。定足数に達しております。また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7名です。それでは、第34回農業委員会総会を開会いたします。まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、議案第110号の農地法第3条の各案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。次に議案第111号の農地法第4条の農業用施設用地とする転用の許可申請は、申請者に対し許可書を交付済みです。次に議案第112号の農地法第5条の一般住宅用地とする転用の許可申請は、申請者に対し許可書を交付済みです。次に議案第113号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画については、会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付して回答しました。以上、報告します。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。</p>
議長	<p><b>日程第1「議事録署名委員の指名」</b>を行います。議事録署名委員として、9番五十嵐委員、10番二瓶委員の2名を指名いたします。</p>
議長	<p><b>日程第2「会期の決定について」</b>を議題といたします。お諮りいたします。第34回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>

議長	<p>異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1件ごとに行います。</p>
議長	<p><b>日程第3 報告第34号「農地法第18条第6項の規定による通知について」</b>を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読)</p> <p>1号は公社との契約を借受者側が解約するものであり、解約後は本日の議案第115号でご審議いただきますが、借受者の息子である認定新規就農者へ再転貸することとなります。</p> <p>次に2号は公社との契約を借受者が解約するものであり、本日の議案第115号の再転貸でご審議いただきますが、効率的営農のため同じ地区の認定農業者である法人へ再転貸することとなります。</p> <p>次に3号は所有者側の意向により公社と所有者側の契約を解約するものです。</p> <p>次に4号は公社との契約を借受者側が解約するものです。田7筆については3号の所有者側の意向により解約するものであり、田1筆については、本日の議案第115号の再転貸でご審議いただきますが、同じ地区の認定新規就農者へ再転貸することとなります。</p> <p>次に5号6号7号は所有権移転するため公社との契約を解約するものです。</p> <p>次に8号は公社との契約を借受者側が解約するものです。解約後は、同じ集落の認定農業者である法人と認定農業者2名へ再転貸する予定です。</p>
議長	<p>事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。</p>
議長	<p><b>日程第4 議案第107号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」</b>を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>(事務局朗読)</p> <p>1号案件は、譲渡人と譲受人の親族同士が昭和33年2月に当該申請地を売買しましたが、譲受人の親族が農地所有の要件に合致しなかったことから、仮登記で留まっていたため、この度正式に所有権移転することとなったものです。</p> <p>2号案件は、譲渡人の意向により、認定農業者である譲受人へ所有権移転するものです。</p> <p>3号案件4号案件は、譲渡人、譲受人の効率的営農のため、農地を交換するものです。</p> <p>5号案件は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、このたび売買による所有権移転をすることとなった案件です。</p> <p>6号案件は、譲渡人と譲受人の親族が平成11年2月に当該申請地を売買し、金銭のやり取りはありましたが、農地法3条の許可申請をしていなかったため、申請するものです。</p>
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
3番 渡部委員	1号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに4月18日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。

3番 渡部委員	2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに4月18日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に3号、4号案件については関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>
広瀬地区 橋本推進委員	<p>3号、4号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに4月18日電話にて申請地、面積等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。なお交換する農地の面積に約700㎡差がありますが、圃場条件で合わせた結果となっているとのことです。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>《挙手全員》</p> <p>挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に5号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
10番 二瓶委員	<p>5号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに4月10日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>《挙手全員》</p> <p>挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に6号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
3番 渡部委員	<p>6号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに4月18日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>

議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p><b>議案第 115 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」</b>を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>（事務局朗読） まず、一括方式からご説明いたします。 1号は公社が広瀬地区の田 19,299 m<sup>2</sup>、畑 988 m<sup>2</sup>を借入れ 2号の広瀬地区の農業者へ集積します。 次に 3号は公社が坂下地区の田 7,226 m<sup>2</sup>を借入れ 4号の広瀬地区の農業者へ集積します。 次に 5号は公社が若宮地区の田 10,754 m<sup>2</sup>を借入れ 6号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 7号は公社が若宮地区の田 7,472 m<sup>2</sup>、畑 1,712 m<sup>2</sup>を借入れ 8号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。 次に 9号は公社が若宮地区の田 23,339 m<sup>2</sup>、畑 7,856 m<sup>2</sup>を借入れ、10号は公社が若宮地区の田 11,930 m<sup>2</sup>、畑 4,254 m<sup>2</sup>を借入れ、11号は公社が若宮地区の田 1,049 m<sup>2</sup>を借入れ、12号は公社が若宮地区の田 48,011 m<sup>2</sup>、畑 10,689 m<sup>2</sup>を借入れ、13号は公社が若宮地区の畑 1,311 m<sup>2</sup>を借入れ、14号の若宮地区の農業者、15号の若宮地区の農業者、16号の若宮地区の認定農業者である法人、17号の若宮地区の認定新規就農者へ分けて集積します。 次に 18号は公社が坂下地区の田 1,965 m<sup>2</sup>を借入れ、19号は坂下地区の田 991 m<sup>2</sup>を借入れ、20号は坂下地区の田 1,870 m<sup>2</sup>を借入れ、21号は坂下地区の田 991 m<sup>2</sup>を借入れ、22号の湯川村の認定農業者へ集積します。 次に 23号は高寺地区の田 3,101 m<sup>2</sup>を借入れ、24号の高寺地区の認定農業者である法人へ集積します。</p>

事務局	<p>次に再転貸についてご説明いたします。29 ページをお開きください。</p> <p>1号はこれまで川西地区の認定農業者が耕作していましたが、効率的営農のため、同じ集落の認定農業者である法人へ再転貸するものです。</p> <p>次に2号はこれまで川西地区の認定農業者である法人が耕作していましたが、同じ集落の認定新規就農者がきゅうりを栽培するため、再転貸するものです。</p> <p>次に3号はこれまで契約していた八幡地区の認定農業者の子である認定新規就農者へ再転貸します。</p>
議長	<p>まず一括方式から審議いたします。</p> <p>1号、2号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
10番 二瓶委員	<p>1号、2号案件について調査の結果を報告します。貸手、借手ともに4月19日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。議案書25ページに2号の借手は新規の契約とありましたが、以前は借手の父が借りていたとのことです。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に3号、4号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
7番 渡部委員	<p>3号、4号案件について調査の結果を報告します。貸手、借手ともに4月7日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について</p>

議長	<p>調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p> <p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を鈴木会長職務代理者に交代します。</p>
鈴木会長職務代理者	<p>それでは、暫時議長を交代いたします。 次の案件は関連がありますので、5号から8号案件について、それぞれの担当委員より調査報告を求めます。 まず、若宮地区山内推進委員より調査報告をお願いします。</p>
若宮地区山内推進委員	<p>5号、6号案件について調査の結果を報告します。貸手へ4月17日訪問にて、借手へ4月18日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
鈴木会長職務代理者	<p>次に、3番渡部委員より調査報告をお願いします。</p>
3番 渡部委員	<p>7号、8号案件について調査の結果を報告します。貸手、借手ともに4月18日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>

鈴木会長職務 代理者	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 1 番 鈴木委員の退場を命じます。 (鈴木委員退場)
鈴木会長職務 代理者	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。  【ありません】
鈴木会長職務 代理者	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。  《挙手全員》
鈴木会長職務 代理者	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 1 番 鈴木委員の入場を認めます。 (鈴木委員入場)
鈴木会長職務 代理者	議長を交代いたします。
議長	次に 9 号から 17 号案件については関連がありますので、一括して 担当委員より調査報告を求めます。
3 番 渡部委員	9 号から 17 号案件について調査の結果を報告します。12 号の貸 手、14 号から 17 号の借手へ 4 月 18 日電話にて設定面積、設定 期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり 間違いありませんでした。
議長	次に、事務局より調査報告をお願いします。
事務局	9 号、10 号、11 号、13 号の貸手について調査し、議案書に記載の とおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。

	<p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 18 号から 22 号案件について関連がありますので、一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>
7 番 渡部委員	<p>18 号案件から 22 号案件について調査の結果を報告します。18 号、19 号、20 号の貸手へ 4 月 9 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>次に、事務局より調査報告をお願いします。</p>
事務局	<p>21 号の貸手、22 号の借手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 23 号、24 号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>

5番 渡辺委員	23号、24号案件について調査の結果を報告します。貸手、借手ともに4月15日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため高寺地区藤川推進委員の退場を命じます。 (藤川推進委員 退場)
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。  【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。  《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 高寺地区藤川推進委員の入場を認めます。 (藤川推進委員 入場)
議長	次に再転貸に移ります。 1号案件についてご質問ご意見はございませんか。  【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。  《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

議長	<p>2号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>ここで3号案件の質疑採決に入る前に議事参与の制限を受けるため、八幡地区桑原推進委員の退場を命じます。 (桑原推進委員 退場)</p>
議長	<p>3号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>八幡地区桑原推進委員の入場を認めます。 (桑原推進委員 入場)</p>
議長	<p>以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第34回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。</p>

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和8年4月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員